

# 宍粟市オンライン婚活応援事業補助金のご案内

結婚したいけど  
出会いのチャンスが  
なかなかない

婚活していることを  
人に知られたくない

コロナ禍で  
婚活イベントにも  
参加できない

婚活を応援  
します!!

思い切って  
一歩踏み出してみませんか？

結婚して宍粟市に住み続けたい！

と思っておられる人に、婚活のため結婚相談所などに  
入会（登録）する費用の一部を補助します

## ■補助金の額

《この補助制度は2年間（R3.4.1～R5.3.31）の期限付きで実施する予定です》

お一人の補助金の上限は5万円です。

（ただし、補助対象経費の実支払額と比較して少ない額を助成します。）  
※上限に達するまでは、複数の結婚相談所等への入会登録費用の補助申請を  
することも可能です。

（会員登録費用が1年ごとに必要な場合などは、初回のみ対象とします。）

担当窓口：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課 （宍粟市役所北庁舎4階）  
〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15  
TEL 0790 (63) 3067 FAX 0790 (63) 3140  
E-mail jidofukushi-kk@city.shiso.lg.jp



## ■助成（補助金）を受けることができる人

宍粟市在住の20歳以上の独身男女で、結婚して宍粟市に住みたいと考えている人

## ■支給の要件

補助金の申請時において、次のすべての要件を満たす人

- ① 市内に住所を有する20歳以上の未婚者（事実婚の状況にある人は除く。）
- ② 市が実施するアンケート等の現況調査に協力できる人（匿名可）
- ③ 市税等の滞納がない人

## ■補助金の対象となる経費

自治体や民間企業等が運営する結婚相談所等の会員登録費用など、初期登録費用として支払った経費（会員登録費用が1年ごとに必要な場合などは、初回のみ対象とします。）

ただし、次に掲げる経費は対象となりません。

- ① パソコンやスマートホンなどオンライン機器の購入やリースに係る経費や通信料
- ② 年会費や月会費などの月々の活動に係る経費
- ③ 交通費やイベントに参加するための経費
- ④ お見合いキャンセル料や会員登録抹消（脱会）に係る経費
- ⑤ 補助対象となる経費との区分を客観的に証することができない経費

## ■申請方法

次の書類を添えて、市役所担当窓口に提出してください。  
（結婚相談所等が代理で手続きをすることもできます。）

補助金申請に必要な提出書類	①交付申請書兼請求書 ②経費の内容がわかる書類 ③領収書又はその支払いがわかるもの ④同意書兼誓約書 ⑤本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードの写し等） ⑥委任状（結婚相談所等に委任した場合） ⑦その他指示する書類（市からのアンケート回答用紙等）
提出期限	入会（会員登録）日から3か月以内又は補助対象年度の末日（3月31日）のいずれか早い日
提出方法	健康福祉部社会福祉課の窓口へ持参（郵送可）
補助金の支給方法	指定された口座へ振り込みます

## ■その他の留意事項

- ① この補助金を申請される方は、市が実施するアンケート調査等へのご協力をお願いします。（匿名可）
- ② 提出いただいた資料や記入内容については、宍粟市個人情報保護条例に基づき適正に取扱い、秘密は守ります。
- ③ 婚活に伴う被害や事故及び賠償責任等事項に関して、市は一切責任を負いません。